

廃棄物が地下にある土地の指定について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 15 条の 17 第 1 項の規定により、県が指定した過去に廃棄物が埋め立てられた土地（以下「最終処分場跡地等」という。）において、掘削などの土地の形質を変更する場合には、事前に届け出ることが必要となります。

概要： 県が指定した最終処分場跡地等（指定区域）で土地の形質変更（盛土や掘削、構造物の設置等）を行おうとする場合、県に対して事前に届け出ることを義務づけています。

目的： ボーリング調査などの事前調査や適切な施工管理をせずに最終処分場跡地等の掘削等を行った場合、廃棄物の分解に伴うガスや汚水の発生、廃棄物の飛散や流出などにより周辺環境に支障が生じるおそれがあることから、このような支障の発生を未然に防止することを目的としています。

指定区域： 過去に廃棄物の埋立地として使用していた土地であって法の施行（昭和 46 年 9 月 24 日）以降に廃止した最終処分場や廃棄物の封じ込め等を行った不法投棄現場等が指定の対象となります。

○廃棄物が地下にある土地の形質変更の届出制度

